

# かつしか 区議会だより

## 第1回臨時会

11月19日

議長選挙  
副議長選挙  
常任委員会委員の選任  
議会運営委員会委員の選任  
特別委員会の設置及び委員の選任  
監査委員の選任同意  
農業委員会の選任による委員の推薦

NO.217 平成25年(2013年) 12月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



議長選挙

区議会議員と区長の同日選挙が去る11月10日に行われ、新議会がスタートしました。11月19日には、第1回臨時会(会期1日)が開かれ、議長及び副議長選挙、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、地方分権・行革特別委員会等3特別委員会の設置及び委員の選任、監査委員の選任同意、農業委員会の選任による委員の推薦が行われました。



議長

議長に秋家聡明議員、副議長にくぼ洋子議員が就任

新議会が議員40名でスタート



副議長

### 就任のごあいさつ

11月19日に開われました改選後初の区議会臨時会におきまして、私どもが議長並びに副議長に就任をいたしました。誠に身に余る光栄であると同時に、改めてその職責の重大さを痛感しているところでございます。

現在、わが国の景気は回復傾向にあるものの、区財政はいまだ厳しい状況が続いております。これからの葛飾区の発展と45万区民のよりよい生活の実現のため、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を基本姿勢として一層の行財政改革を進めていかなければなりません。このような区政にとって極めて重要な時期にあたり、私どもは議決機関としての責任と使命を十分に認識し、全議員と力を合わせて、議会のさらなる活性化と議会機能の向上に、全力を傾けていく所存でございます。

区民の皆さまには、今後ともご支援とご協力をお願い申しあげまして、就任のあいさつといたします。

区議会議長 秋家 聡明  
区議会副議長 くぼ 洋子

## 新しい議会構成(平成25年11月19日現在)

◎委員長 ○副委員長 ◇理事

常任委員会	総務委員会 (10人)	(所管事項) 政策経営部、総務部、地域振興部、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項	◎小用進 ○上原 ゆみえ くぼ洋子 出口 よしゆき 会田浩貞 米山 真吾	安西 俊一 倉沢 よう次 天野 ゆうや 三小田 准一
	保健福祉委員会 (10人)	(所管事項) 福祉部、子育て支援部、福祉事務所及び保健所に関する事項	◎向江 すみえ ○中村 けいこ 岸良至 荒井 彰一 大高 拓 水摩 雪絵	秋家 聡明 筒井 たかひさ 山本 ひろみ 中江 秀夫
	建設環境委員会 (10人)	(所管事項) 環境部及び都市整備部に関する事項	◎秋本 とよえ ○黒柳 じょうじ 平田 みつよし 上村 やす子 小林 ひとし むらまつ 勝康	伊藤 よしのり 新村 秀男 おりかさ 明実 清水 忠
	文教委員会 (10人)	(所管事項) 教育委員会に関する事項	◎小山 たつや ○梅沢 五十六 牛山 正 江口 ひさみ かわごえ 誠一 うめだ 信利	池田 ひさよし 米川 大二郎 中村 しんご 工藤 きくじ
議会運営委員会 (12人)	(調査事件) 議会の運営について、議会の会議規則・委員会に関する条例等について、議会改革について、議長の諮問について	◎安西 俊一 ○出口 よしゆき ◇清水 忠 ◇米山 真吾 荒井 彰一 上原 ゆみえ	◇筒井 たかひさ ◇中村 しんご 平田 みつよし 米川 大二郎 上村 やす子 三小田 准一	
特別委員会	地方分権・行革特別委員会 (12人)	(調査事件) 地方分権について、行財政改革について	◎おりかさ 明実 ○荒井 彰一 新村 秀男 上原 ゆみえ 三小田 准一 会田 浩貞	伊藤 よしのり 筒井 たかひさ 上村 やす子 出口 よしゆき かわごえ 誠一 うめだ 信利
	危機管理対策特別委員会 (12人)	(調査事件) 防災対策について、危機管理対策について、子どもの犯罪被害の防止対策について、健康危機管理対策について	◎平田 みつよし ○中江 秀夫 岸良至 黒柳 じょうじ 天野 ゆうや 大高 拓	秋本 とよえ 小山 ひろみ 向江 すみえ 山本 ひろみ 中村 けいこ むらまつ 勝康
	都市基盤整備特別委員会 (13人)	(調査事件) 駅周辺の再開発について、鉄道立体化の促進について、公共交通の整備促進について	◎清水 忠 ○池田 ひさよし 米川 大二郎 江口 ひさみ 中村 しんご 工藤 きくじ 水摩 雪絵	安西 俊一 梅沢 五十六 くぼ洋子 小山 たつや 米山 真吾 小林 ひとし

監査委員 倉沢 よう次 農業委員 筒井 たかひさ  
監査委員 牛山 正 農業委員 上村 やす子

第4回定例会開催中  
(12月4日から12月18日まで)

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状(答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。